

陳 情 文 書 表

(保健福祉局)

受 理 番 号	4 8 3 1	受理年月日	令和 8 年 7 月 6 日
件 名	住宅宿泊事業等の事前手続の是正等		
要 旨	京都市が持続可能な観光都市の実現に向け、住宅宿泊事業等の規制強化を進めてきた姿勢は高く評価する。本陳情はこれを支持し、市民の住環境と適正事業者を共に守る立場から提出するものである。実効性の観点から見れば、規制強化は開業後の違反対応を中心に進められる一方、届出・許可を問わず事前手続にはなお盲点が残る。事業者側申告と住民側一次資料（写真・録音・投函物等）を照合しないまま確認済みとする運用である。是正を求めるのはこの照合なき確認済みの一点である。 各地では、待機実態や責任関係を検証できない実効性不明の駆け付け（不在型民泊）、住所すら明かされず実在性を検証できない見えない受付帳場（簡易宿所）、差出人・宛先・趣旨不明の投函で周知完了扱いを狙うサイレント投函、具体的説明を欠き沈黙・威圧・暴言に終始しても説明完了とされる説明なき説明会、市の確認済みが事業者側に後ろ盾として用いられ住民への圧力的接触・不審物投函等を誘発する確認済みが招く二次被害、宿泊者でなく事業者・管理業者自身が住民とのトラブル主体であっても住民がなお同じ相手への対応を強いられる何度でも火元に戻される苦情対応等が現に生じている。 これらは当事者間の紛争として行政運用から切り離せる問題ではない。具体的疑義と一次資料が示されても、事業者側申告との不整合の照合・検証にも確認根拠の説明にもつながらないまま確認済みが成立する。市の入口運用が制度的に生むこの行政検証の空白領域を温床として同種の問題が各地で表面化したものにほかならない。開業前に確認可能な前提事実すら照合できずして、開業後の規制に実効性を期待できようか。本陳情は、住民に立証負担を転嫁せず、市が自ら確認根拠を説明できる運用への転換を求め、北白川小倉町、高野西開町、北白川久保田町北部、下主税町、中御門東町、行衛町西部、下之町等、複数地域の賛同を得て提出するものである。 ついては、以下のことを願う。 1 住宅宿泊事業等の届出・許可の入口で住民から具体的疑義が示された際は必要な現地確認及び住民側一次資料の直接確認を行い、事業者側申告・説明との照合結果を確認判断に用いること。 2 食い違い又は市が根拠を持って解消できない疑義は当初確認と独立の系統で再検証し、結果・判断理由を明確にすること。 3 確認済みが説明不能とならないよう確認根拠又は再検証結果を生活環境との調和に必要な範囲で住民に公開する体制を整えること。 4 地域住民との信頼関係・生活環境との調和に関する客観基準を満たす施設を宿泊者が選べる住民フレンドリー認証（仮）等の推奨策を検討すること。 5 以上を規制強化 P T ・有識者会議でも制度課題とし実効性ある対応を講じること。		
陳 情 者			
回付委員会	環 境 福 祉 委 員 会		